

## 福祉・介護職員等の特定処遇改善加算制度に基づく取組の公表について

福祉・介護職員の処遇の改善について、平成29年度の臨時改定による福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等、現在に至るまで多くの取組が行われてきましたが、介護職員の更なる処遇改善を進めるべく、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」こととされ、これを受け令和元年10月より、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

社会福祉法人吉備の里は、福祉職員等に対し、給与面や職場環境の改善等を行うことにより、「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

これに加え、当法人での勤続10年以上の介護福祉士や社会福祉士等に対し、技能・経験のある福祉職員等として、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を取得し、更なる処遇改善を実施しております。

また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、算定要件の一つとして、ホームページへの掲載等を通じて取組を「見える化」することが求められています。このことに伴い、「情報公表制度」や法人ホームページを活用し、加算の取組状況及び賃金以外の処遇改善について公表いたします。

### 【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 【職場環境等の要件】

#### 1 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

#### 2 労働環境・処遇の改善

- ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供等）による業務省力化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

#### 3 その他

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）